

議案第 78 号

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日より、児童センターの開館時間及び休館日を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例(平成12年勝山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(開館時間及び休館日) <p>第3条 児童センターの開館時間は、午後1時30分から午後6時までとする。<u>ただし、勝山市立学校管理規則(昭和48年勝山市教育委員会規則第1号)第21条第1項第1号から第4号までに規定する小学校の学年始め、夏季、冬季及び学年末における休業の各期間並びに土曜日の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	(開館時間及び休館日) <p>第3条 児童センターの開館時間は、午後1時30分から午後6時までとする。<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、勝山市立学校管理規則(昭和48年勝山市教育委員会規則第1号)第21条第1項第1号から第4号までに規定する小学校の学年始め、夏季、冬季及び学年末における休業の各期間並びに土曜日の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、あらかじめ利用申込みがある場合には、午前7時30分から開館できるものとする。</u></p> <p>3 児童センターの休館日は、次に掲げる日とする。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 4月1日

3 市長が必要と認めたときは、前2項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 削除

4 市長が必要と認めたときは、前3項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。